

トレーニング室回数券、プール回数券・入場券と駐車場プリペイドカードの

返金手続きのご案内

いつも西スポーツセンターをご利用いただき有難うございます。

回数券等の返金について、下記をお読みの上、該当する方は、返金手続きを行ってください。

1 返金対応となる回数券等の種類

(1) トレーニング室回数券

【大人（高校生以上）】



【障がい者用回数券】



【中学生以下】

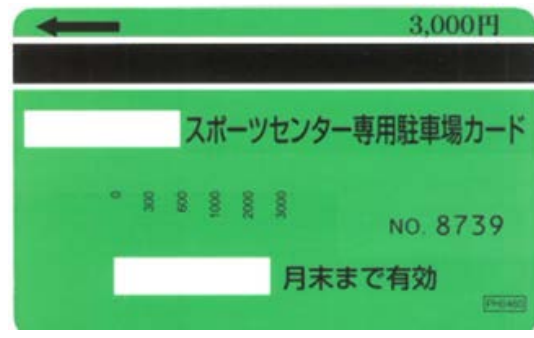
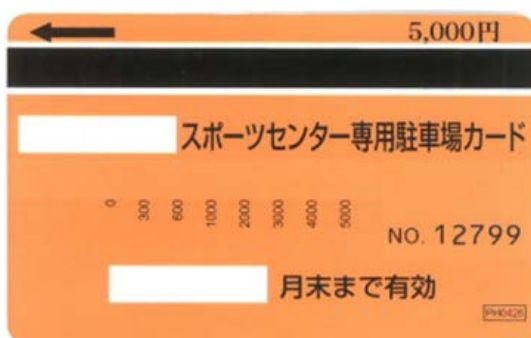


(2) プール回数券（有効期限がない回数券と入場券：左側3列、有効期限あり：右側2列）



※男性・女性・記入なしがあり。

(3) 駐車場プリペイドカード



2 返金対象となる回数券等の有効期限

令和2年3月3日～令和4年3月31日の回数券等

※プール回数券については、有効期限のない回数券も対象です。

3 返金対応期間

～令和5年3月31日

※有効期限のないプール回数券の返金も、令和5年3月31日までとさせていただきます。

※下記の期間外での返金はいたしかねますので、ご了承ください。

4 返金方法

(1) 令和4年3月31日まで（開館日のみ対応）

- ・利用者の返金対応は、西スポーツセンターの窓口で実施します。
- ・利用料金返還申請書にご記入の上、返金対象である回数券等と一緒に提出してください。
- ・回数券等と利用料金返還申請書を確認の上で返金します。

(2) 令和4年4月1日～令和5年3月31日

※4月1日以降は西スポーツセンターの窓口での返金はできません。

- ・返金者は郵送で利用料金返還申請書と回数券等下記まで送ってください。

※利用料金返還申請書は、西スポーツセンターの窓口と、西スポーツセンター及び
公益財団法人横浜市スポーツ協会のホームページからダウンロードできます。

〒231-0015 横浜市中区尾上町6丁目81番地 ニッセイ横浜尾上町ビル1階

(公財) 横浜市スポーツ協会 地域スポーツ課 返金係

- ・回数券等と利用料金返還申請書を確認の上で返金手続きをします。
- ・返金額はサービス分を引いた金額に、往路にかかった郵便代金を加えて、指定口座に振り込みます。振込手数料は、当協会が負担します。

令和4年3月1日

(指定管理者) 公益財団法人横浜市スポーツ協会 西スポーツセンター所長